

第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年3月10日(火) 午後3時04分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩
中川美那子 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席委員

森瀬 宏 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
加納 康男 ・ 後藤 宗夫 ・ 鷺見 郁雄 ・ 高橋 直美
田中 鉄男 ・ 戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘
本田 忠男 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任主事	木下 勇氣
主任主事	片岡 美晴	主任主事	佐藤 優希
主事	多田 智哉	主事	福菌いづみ

議 案

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第14号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第10号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

それでは、令和2年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議席番号7番西垣隆委員、議席番号8番山口基治委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言いただきたいと思います。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利

則竹主査

の設定3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第11号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

申請明細1番、鷺山地区からの申請は、所有権の移転で、世帯内で畑を贈与するものです。

申請明細2番、北長森地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細3番、西郷地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細4番、岩地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

3ページをお願いします。

申請明細5番、厚見地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田んぼを貸し出すものです。

申請明細6番、7番はいずれも柳津地区からの申請で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第11号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の鷺山地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

申請明細1番の申請は、世帯内で農地を贈与するものであります。2月20日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と共に

現地立会いを行いました。

譲受人は、鷲山地区で野菜を栽培しており、機械も十分に保有しております。今回の申請地では、野菜を栽培する予定です。

また、地域の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、2 ページ 2 番の北長森地区からの申請については、林明委員、説明をお願いします。

林(明)委員

本申請は、農業経営を縮小する貸人から、借人に農地を貸借するものです。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

また、使用借人は認定農業者であり、地域の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2 ページ 3 番の西郷地区からの申請については、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人に農地を売買するものであります。

3月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は、西郷地区で水稻を栽培しており、今回の申請地においても水稻の栽培を行うとのことです。立会いの際に、地域の取り決めを守っていただくことや今後の営農計画についても確認しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2 ページ 4 番の岩地区からの申請については、清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

本申請は、農業経営を縮小する貸人から、借人に農地を貸借するものです。2月20日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と

共に現地立会いを行いました。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、今回農地法の許可によって貸借を設定し直し、引き続き水稻を栽培する予定です。

また、使用借人は認定農業者で、この地区での耕作の実績もあり、地元の取り決めも承知されておりますので、地元として許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番の厚見地区からの申請については、林安廣委員、説明をお願いします。

林(安)委員

本申請は、農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。2月27日に関係者で現地立会いを行いました。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

また、使用借人は認定農業者であり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番、7番の柳津地区からの申請については、梶下信孝委員、説明をお願いします。

梶下委員

申請明細6番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

2月13日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地立会いを行いました。

今回の申請地では、一般野菜を栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、柳津地区内に所有する農地の耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

申請明細7番は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

2月21日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地立会いを行いました。

今回の申請地では、水稻を栽培する予定です。地域の取り決め

なども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 11 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 12 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 12 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、5 ページの第 4 条許可申請の総括表をご覧ください。

申請の合計は、件数が 1 件、面積は 316 平方メートルです。

6 ページをお願い致します。

申請明細 1 番、合渡地区の申請は、農家住宅の駐車場に転用するものです。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第 3 種農地と判断します。よって許可しうるものです。以上でございます。

議 長

議案第 12 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、

て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長 御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長 引き続きまして、議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査 それでは、議案第 13 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。今回の申請概要は、8 ページの第 5 条許可申請の総括表をご覧ください。

申請の合計は、件数が 1 件、面積は 586 平方メートルです。

9 ページをお願いします。

申請明細 1 番、柳津地区からの申請は、所有権移転により、駐車場及び資材置場に転用するものです。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地は、原則不許可ですが、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の 2 分の 1 以下であるため例外的に許可し得るものです。以上でございます。

議 長 議案第 13 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長 御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長 御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長 引き続きまして、議案第 14 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1

項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第14号について説明いたします。

11ページをお願い致します。

出願の合計は、件数が3件、特例適用農地面積は6,351平方メートルです。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第14号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、報告第7号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第7号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、13ページにございます。

届出の合計は、件数が44件、面積は88,800.55平方メートルです。以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第8号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第 8 号について説明いたします。

15 ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。届出の合計は、件数が 9 件、面積は 5,493 平方メートルです。

明細は、16 ページから 18 ページに記載してございます。以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第 9 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第 9 号について説明いたします。

20 ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出の合計は、件数が 56 件、面積は 26,857.17 平方メートルです。

明細につきましては、21 ページから 35 ページとなっております。

以上、報告第 7 号から 9 号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和 2 年 2 月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第 10 号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第 10 号について説明いたします。

37 ページをご覧ください。

農地法第 6 条第 1 項及び施行規則第 58 条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和 2 年 2 月末までに提出されました 3 法人の報告書において、農地法第 2 条第 3 項本文及び各号に定める要件を満たしておりま

したので報告いたします。以上でございます。

議 長

議案は以上になりますが、何かございますか。

議 長

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 23 分閉会を宣す。